第4次
柳川市男女共同参画計画

《令和5年度～9年度》

令和5年3月

柳　川　市

目　次

第1章　計画の概要 …… 3
　1　計画策定の趣旨 …… 3
　2　計画の位置づけ …… 3
　3　近年の男女共同参画の動向 …… 4
　　(1)国の動向 …… 4
　　(2)福岡県の動向 …… 5
4　柳川市の取り組みと現状 …… 5
5　計画の期間 …… 6
6　計画策定の体制 …… 6
　(1)柳川市男女共同参画推進協議会 …… 6
　(2)男女共同参画に関する市民意識調査の実施 …… 6

第2章　計画の基本的な考え方 …… 9
　1　基本理念 …… 9
　2　基本目標 …… 9
　3　施策体系図 …… 11

第3章　施策の展開 …… 15
基本目標1　男女の人権の尊重 …… 15
　1　男女共同参画社会実現のための意識啓発 …… 15
　2　政策・方針決定過程への女性の参画促進 …… 17
基本目標2　家庭・地域における男女共同参画の推進 …… 18
　1　ワーク・ライフ・バランスの推進 …… 18
　2　ひとり親家庭などの自立支援 …… 20
　3　地域における女性の参画拡大 …… 21
　4　防災、災害復興における女性の参画拡大 …… 22
基本目標3　就労における男女共同参画の推進 …… 23
　1　女性の就労に対する支援 …… 23
　2　農業・漁業及び商工業等自営業における女性参画の推進 …… 24
　3　自治体における男女共同参画の推進など …… 26
基本目標4　学校における男女共同参画の推進 …… 28
　1　男女共同参画に関する教育・学習の推進 …… 28
　2　男女共同参画に関する教職員等の理解の促進 …… 29

基本目標5　健康・福祉の充実 …… 30
　1　健康支援の充実…… 30
　2　母子保健事業の充実…… 32
　3　子育て支援の充実 …… 33
　4　介護支援の充実 …… 35
　5　高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備 …… 36
基本目標6　配偶者からの暴力等人権侵害行為の根絶
　（柳川市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画）・ 38
　1　配偶者からの暴力や虐待行為の根絶に向けた啓発の推進 …… 38
　2　DV被害者の支援体制の整備 …… 40
　3　DV被害者の自立支援 …… 42

第4章　計画の推進体制 …… 45
　1　計画の推進体制…… 45
　（1）計画の進捗状況管理 …… 45
　（2）国・県・関係機関との連携 …… 45

第1章　計画の概要

第1章　計画の概要

1　計画策定の趣旨

「男女共同参画」とは、単に男女が共に活動に参加するだけではなく、方針の決定・企画に加わるなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。そして、社会のあらゆる分野で男女が共に参画し、均等に利益を享受できる「男女共同参画社会」の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

国は、平成 11 年に、「男女共同参画社会基本法」を施行しました。その中で男女共同参画社会について、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」とし、市町村に対しては、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めています。

また、平成 28 年4月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面的に施行されました。

柳川市では、「男女が共に輝き、支え合うまちづくり」を目指すべき目標として掲げ、平成 29 年に「第3次柳川市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開しています。

この度、「第3次柳川市男女共同参画計画」の計画期間が令和3年度で終了することから、社会情勢の変化や法制度の拡充、市民意識の変化等を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組みを更に推進していくことを目的として、「第4次柳川市男女共同参画計画」を策定することとします。

2　計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、「第2次柳川市総合計画」を市の最上位計画として、「男女共同参画社会基本法」、国、県の「男女共同参画計画」に基づくものとします。また、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく計画を包含しています。

3 近年の男女共同参画の動向

(1)国の動向

①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の成立・改正

平成 27 年8月に「女性活躍推進法」が成立し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」などを基本原則とし、国・地方公共団体、一部企業に対し、女性の活躍に関する状況把握・課題分析とそれを解決するにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定等が義務付けられました。

令和元年には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などによる女性活躍の推進、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設などハラスメント対策の強化などが盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布されました。

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

平成 30 年度に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることをめざすことなどを基本原則とし、公布・施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

令和3年6月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、政党その他の政治団体の取組の更なる促進や、セクハラ・マタハラ等への対応といった国・地方公共団体の施策の強化等について新たに定められました。

③「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定

大規模災害が相次ぐ中、内閣府は災害対応における意思決定過程への女性の参画の確保や男女のニーズの違いへの配慮、対応するためにガイドラインを策定し、各都道府県・政令指定都市に対して、本ガイドラインに基づく取組を促進するよう求めています。

④「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

令和2年 12 月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、人口減少社会の本格化やジェンダー平等に向けた世界的な潮流などを背景に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域活動における女性の活躍・男女共同参画など 11 の個別分野を設け、これら 11 分野及び推進体制の整備・強化について、それぞれ令和 12 年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」が設定されました。

（2）福岡県の動向

福岡県では、平成 13 年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、翌平成 14 年に「第1次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。その後、平成 18 年に第 2 次、平成 23 年に第 3 次、平成 28 年には平成 27 年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律も踏まえた、第 4 次計画を策定されました。

令和3年に策定した第5次計画では、「性別にかかわらず人権が互いに尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会」、「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」、「新しい働き方・暮らし方を実現し、一人ひとりが望む生き方ができる社会」の3つの目指す姿を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められています。

4 柳川市の取り組みと現状

柳川市における男女共同参画の取り組みについては、平成 18 年1月に「柳川市男女共同参画推進協議会」を設置し、平成 19 年3月には「柳川市男女共同参画計画」、平成 24 年 12 月には「第2次柳川市男女共同参画計画」、平成 29 年3月には「第3次柳川市男女共同参画計画」を策定しました。

本市における男女共同参画計画は、「男女が共に輝き、支え合うまちづくり」を目指すべき目標として掲げ、あらゆる分野における男女共同参画のまちづくりを推進してきました。また、その取り組み状況については、毎年、柳川市男女共同参画推進協議会において評価することになっています。

今後は、「第4次柳川市男女共同参画計画」に基づき市民の協力も得ながら、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んでいきます。

《柳川市の人口推移》

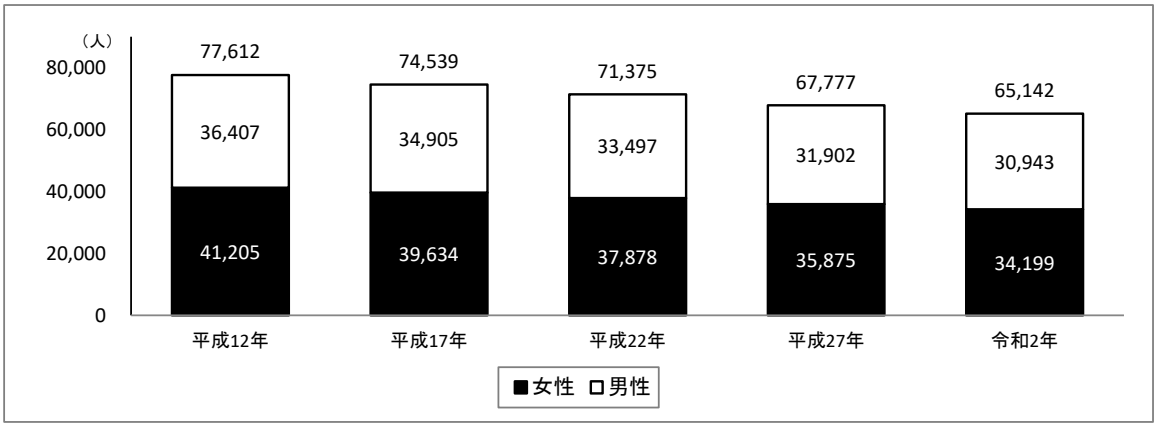

資料：平成 7～27 年 国勢調査 総数には年齢不詳者含む
令和 2 年 住民基本台帳（9 月末現在）

5 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とします。また、大きな社会情勢の変化や諸制度の変更があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

6 計画策定の体制

(1)柳川市男女共同参画推進協議会

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討および市民参画による計画づくりが必要であるため、関係団体等の代表から構成される柳川市男女共同参画推進協議会において、男女共同参画推進における課題や今後の方向性を協議しました。

(2)男女共同参画に関する市民意識調査の実施

計画策定にあたり、基礎資料とするため市民を対象とした調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握しました。

調査地域	柳川市全域
調査対象者	柳川市内に居住する満 20 歳以上の男女
抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出
調査方法	郵送発送、郵送回収による調査
調査時期	令和 2 年 12 月 8 日～令和 3 年 1 月 25 日
配布数	2, 000 件
有効回収数	567 件
有効回答率	28.4%

第2章　計画の基本的な考え方

第2章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

本計画の基本理念は、国の「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づき、以下のように設定します。

■基本理念■

（1）性別に関わらず人権が尊重され、個人としての能力が十分発揮できる機会が確保されること。

（2）社会制度や慣行による固定的な男女の役割分担意識によって、個性や能力を制限されることなく、家庭・職場・地域において男女が様々な活動ができること。

（3）男女が対等な社会の構成員として、あらゆる分野の政策の立案及び決定に共同で参画できる機会が確保されること。

（4）男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、家庭生活と仕事や地域活動等の両立ができるようにすること。

2　基本目標

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。本市では、前期計画に引き続き、男女共同参画社会を確立し、「男女が共に輝き、支え合うまちづくり」を目指します。

計画の目指すべき目標

男女が共に輝き、支え合うまちづくり

また、計画の目指すべき目標の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の6項目を基本目標として定め、計画の推進を図ることとします。

基本目標1	**男女の人権の尊重**
基本目標2	**家庭・地域における男女共同参画の推進**
基本目標3	**就労における男女共同参画の推進**
基本目標4	**学校における男女共同参画の推進**
基本目標5	**男女共同参画における健康・福祉の充実**
基本目標6	**配偶者からの暴力等人権侵害行為の根絶** （柳川市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画）

3 施策体系図

目指すべき目標	基本目標	施策の方向	取組施策
男女が共に輝き、支え合うまちづくり	基本目標1 男女の人権の尊重	1 男女共同参画社会実現のための意識啓発	1 広報紙などを活用した啓発
			2 意識調査の実施や情報資料の収集・提供
			3 男女共同参画の講演会などの開催
		2 政策・方針決定過程への女性の参画促進	4 審議会、委員会等への女性の参画促進
	基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	5 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
			6 労働時間短縮の普及促進
		2 ひとり親家庭などの自立支援	7 相談・支援の充実
		3 地域における女性の参画拡大	8 地域における女性の参画の推進
		4 防災、災害復興における女性の参画拡大	9 地域防災活動等における女性の参画の促進
	基本目標3 就労における男女共同参画の推進	1 女性の就労に対する支援	10 事業者や市民に対する労働関係法規の周知と意識の啓発
		2 農業・漁業及び商工業等自営業における女性参画の推進	11 経営への男女共同参画促進
			12 農業委員会における女性委員の登用推進
			13 家族経営協定締結の推進
		3 自治体における男女共同参画の推進など	14 女性職員の積極的登用・育成
			15 男性職員の育児休業等取得促進
			16 男女共同参画に関する研修会の開催
			17 女性職員の職域拡大と男女平等な職務分担
	基本目標4 学校における男女共同参画の推進	1 男女共同参画に関する教育・学習の推進	18 学校における男女共同参画教育の推進
			19 児童・生徒が相談しやすい体制の充実
		2 男女共同参画に関する教職員等の理解の促進	20 教職員の意識向上、人材育成
	基本目標5 男女共同参画における健康・福祉の充実	1 健康支援の充実	21 健康づくりの充実
			22 疾病の予防・早期発見の充実
			23 各種がん検診の充実
		2 母子保健事業の充実	24 各種健康診査やセミナーなどの充実
		3 子育て支援の充実	25 育児支援の充実
			26 多様な保育サービスの充実
			27 男性の子育て応援事業
			28 子育て中の親のレスパイトなどの一時預りの充実
		4 介護支援の充実	29 在宅福祉サービスの充実
			30 在宅介護支援センター事業の充実
			31 介護人材の確保
		5 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備	32 一人暮らし高齢者見守り活動
			33 地域包括支援センターの機能強化
			34 高齢者、障がい者の権利擁護の推進
	基本目標6 配偶者からの暴力等人権侵害行為の根絶 （柳川市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画）	1 配偶者からの暴力や虐待行為の根絶に向けた啓発の推進	35 DVなどの暴力防止についての意識啓発
			36 虐待防止についての意識啓発
		2 DV被害者の支援体制の整備	37 相談窓口の充実
			38 支援体制の整備
			39 被害者の緊急一時保護
			40 関係職員研修の充実
		3 DV被害者の自立支援	41 被害の再発防止に向けた取組の推進
			42 被害者やその家族に対する自立支援

第3章　施策の展開

第3章　施策の展開

基本目標1	男女の人権の尊重

1　男女共同参画社会実現のための意識啓発

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女が社会の均等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。そのような社会を実現するためには、“夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである”といった「固定的性別役割分担意識」などにとらわれないことが大切です。

令和3年に実施した柳川市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「男女共同参画に関する市民意識調査」と略）において、社会のあらゆる場面における男女の地域の平等感を尋ねたところ、①家庭生活、②職場、③社会通念・慣習・しきたりともに、『男性優遇』と回答した人が多く、中でも家庭生活で『平等』と感じているのは、男性が 40.1％と約4割を占めるのに対し女性は25.7％と、男女による差が顕著となっています。

男女共同参画社会の実現には、個人の意識づくりが重要な課題となります。そのため、広報紙やホームページなどを活用したり、講演会などを開催することにより、男女共同参画についての理解を広げ、社会制度や慣行にとらわれない個人の意識づくりを目指すことが必要です。また、就業の場をはじめ人々が社会活動を行う上で、絶対に見過ごせない明らかな人権侵害であるセクシャルハラスメント、モラルハラスメント、パワーハラスメントなどの根絶に向けた取り組みも必要です。

《男女の地位の平等感》

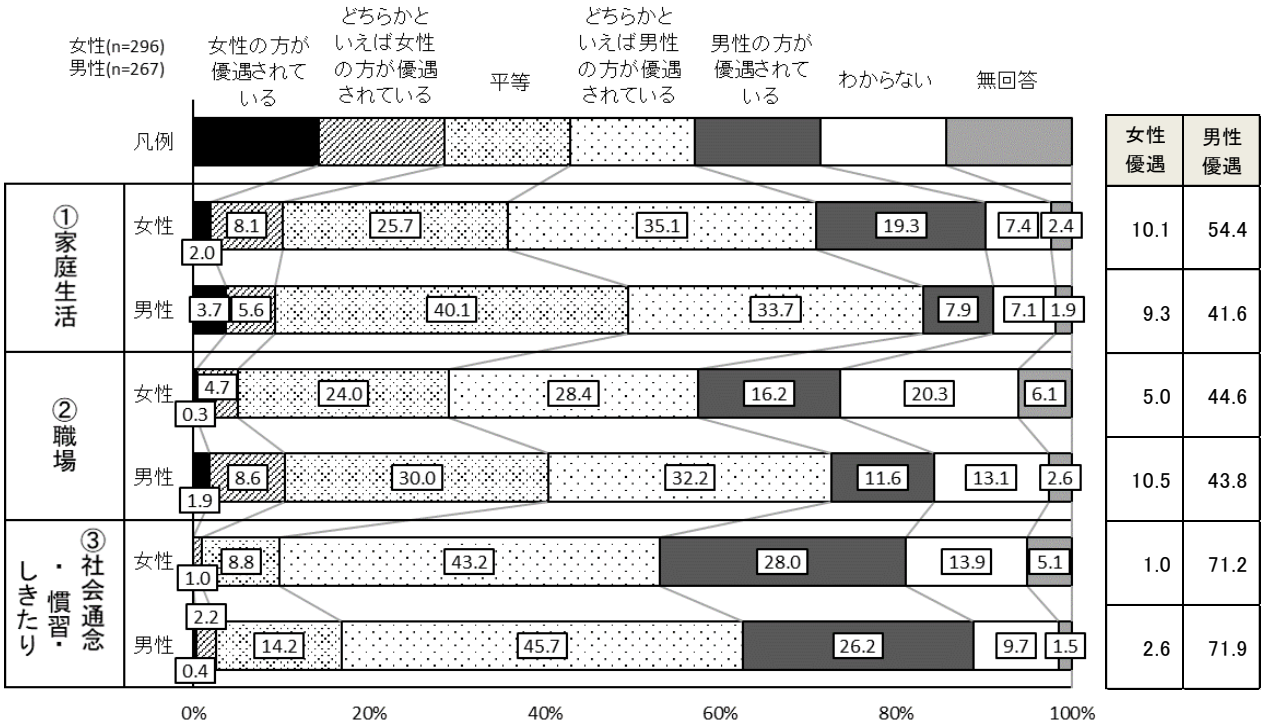

資料：柳川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

【取組施策】

取組施策内容	所管課
1　広報紙などを活用した啓発 広報紙やホームページ、パンフレットなどを活用して、市民、企業、事業者などへ男女共同参画の意識啓発を行う。特に、セクシュアルハラスメントをはじめ、男女共同参画における様々な人権問題に関しても、啓発を推進する。	人権・同和対策室
2　意識調査の実施や情報資料の収集・提供 意識調査の実施や、刊行物・資料の収集・提供を行う。	人権・同和対策室
3　男女共同参画の講演会などの開催 男女共同参画の講演会などを開催し、市民の意識啓発を行う。	人権・同和対策室

2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

近年、女性の就業率が年々増加しているにもかかわらず、依然として政策・方針等を決定する役割は男性中心となっています。

本市の市議会議員に占める女性議員数の割合は 5.2%（令和4年10月現在、19人中1人）と極めて低い状況です。また、審議会等における女性登用率は 25.3%（令和3年4月1日現在、509人中 129 人）と、平成 29 年度以降ほぼ同率で推移していますが、女性の参画が十分とはいえない状況です。そこで、今後5年間の本市での審議会等における女性登用率の目標を 30%に設定し、目標達成に向けて積極的に取り組みます。

審議会によっては、専門的で女性の人材が不足するような審議会もあり、女性の参画が進みにくい分野も存在します。

今後、政策・方針決定過程への女性の参画を図るためには、市民の意見を取り入れる審議会・協議会・委員会などの委員の選出方法（あて職の見直し、公募の活用等）を検討し、市民との協働による市政運営を目指す必要があります。また、職員研修等を通して性別にとらわれない人材育成を図るための環境づくりを積極的に進める必要があります。

《審議会等における女性登用率の推移》

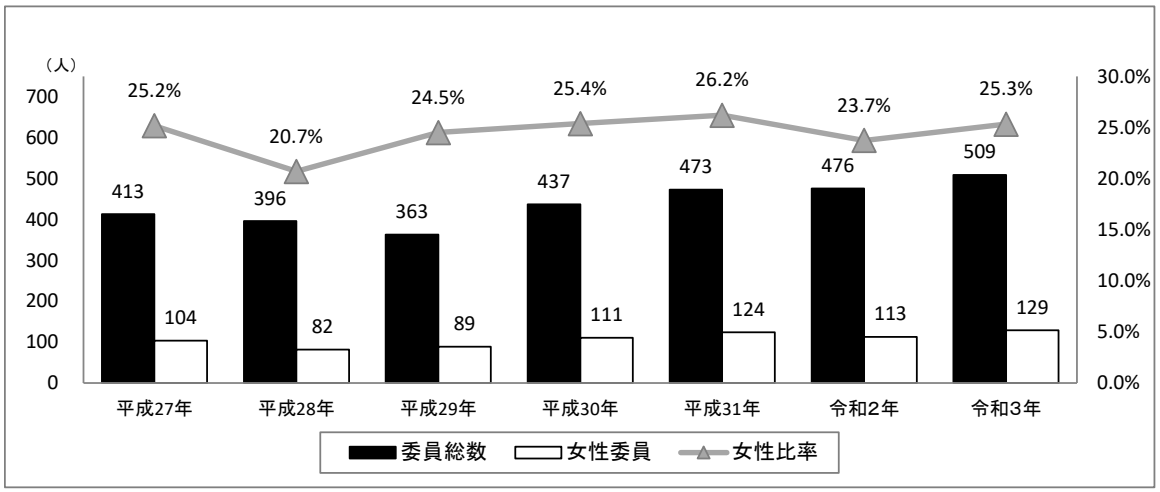

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）（内閣府）

【取組施策】

取組施策内容	所管課
4 審議会、委員会等への女性の参画促進 女性委員がいない、あるいは少ない審議会、委員会等における女性委員の登用率を30%とし、積極的に取り組みます。	人権・同和対策室

基本目標2	家庭・地域における男女共同参画の推進

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

女性の社会進出が進展するなか、家庭内における家事・育児・介護等の女性の負担軽減が課題となっています。

第 34 回国連総会(1979 年)において採択された「女子差別撤廃条約」は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。特に、第5条では男女の固定的性別役割分担の是正措置が求められており、家庭における子育てについては男女の共同責任であるとうたっています。

男女共同参画に関する市民意識調査によると、家庭内における役割分担のうち、①生活費を得る、⑥不動産や高額な買い物の決定のみが『主に夫』であり、その他の役割分担はすべて『主に妻』となっています。中でも、②炊事、③洗濯、④掃除、⑤食料品や日用品の買い物については、『主に妻』の割合が7割以上を占めています。

今後は、男女が共に個性と能力を生かし、対等な立場で支えあうことができる社会の実現を目指す必要があります。同様に、男性が子育てや介護等に参加しやすくなるような支援や事業所における意識啓発に努める必要があります。

このためにも、男性が一人でも生活ができるように料理教室等を充実させ、男女ともに家事などができるように推進することが重要です。

《家庭内の役割分担の状況》

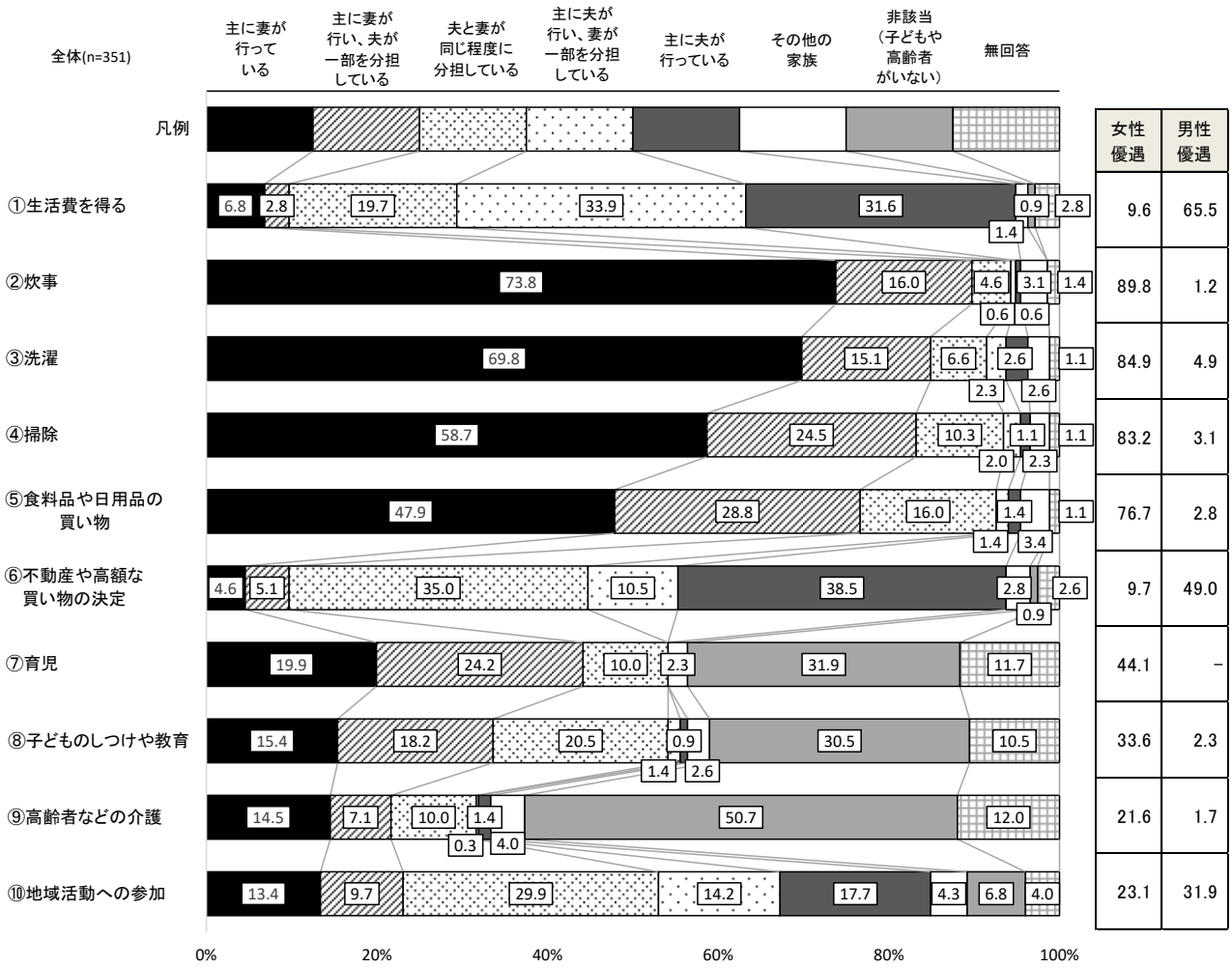

資料：柳川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

【取組施策】

取組施策内容	所管課
5　仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進 男女が共に仕事や育児・介護等を両立させて働くことができるよう市民や事業所へ制度等の情報提供や啓発を行う。男女ともに料理教室等を実施する。	人権・同和対策室 商工・ブランド振興課 生涯学習課
6　労働時間短縮の普及促進 国が定める労働時間等見直しガイドラインの趣旨に基づき、労働時間短縮や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のため、広報、啓発を行う。	商工・ブランド振興課

2 ひとり親家庭などの自立支援

【現状と課題】

ひとり親家庭等で安定した生活を送るためには、親が経済的に自立し、子どもが健全に育つための支援を行うことが必要です。

本市におけるひとり親家庭の推移をみると、母子家庭が増加傾向を示しています。

母子家庭は、児童の教育、進学、しつけなどの点で悩みを抱えており、多くの場合、経済的、社会的に不安定な状態にあります。一方、父子家庭では、経済的基盤は比較的安定しているものの、多くの場合、児童の養育や日常的な家事等の悩みを持っています。

ひとり親家庭等で安定した生活を送るためには、経済的な支援や子どもの養育などの悩みを解決するための相談窓口を充実させることが必要です。

《柳川市のひとり親世帯の推移（18 歳未満親族のいる一般世帯数に対する割合）》

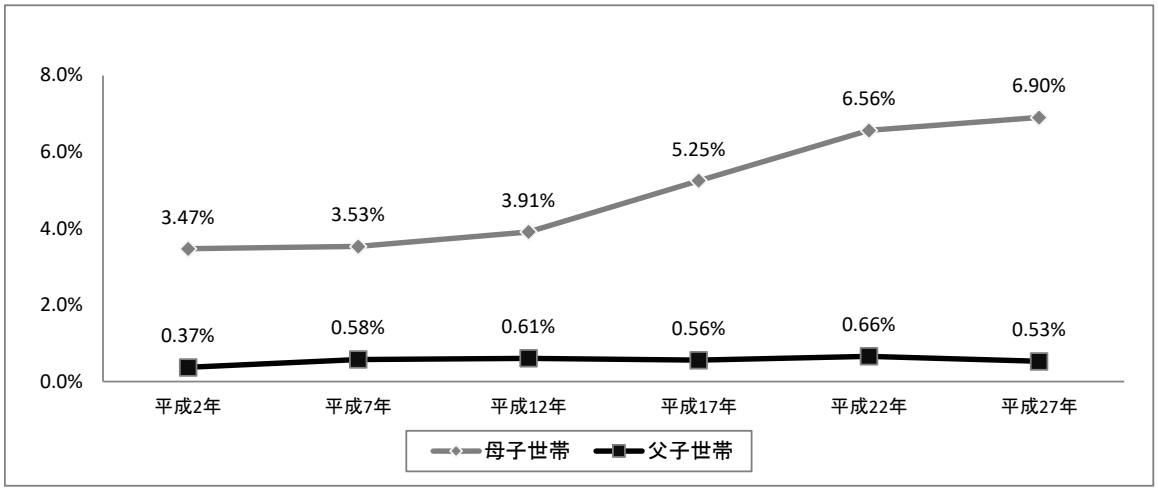

資料：各年国勢調査

【取組施策】

取組施策内容	所管課
7 相談・支援の充実 ひとり親家庭の実態を把握し、多様な問題に対応するため、各種支援制度の周知や相談体制の充実を図る。また、生活困窮世帯が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、包括的かつ継続的な相談支援の実施とともに相談支援体制の拡充を検討する。	子育て支援課 生活支援課

3 地域における女性の参画拡大

【現状と課題】

活力ある地域社会を築いていくためには、そこに暮らす男女が家庭や地域の活動に積極的に参加することが重要であり、生きがいを持った生涯を送ることにもつながります。また、男女が互いに意見を出し合い、共に責任を分かち合いながら活動していくことで、様々な視点を取り組んだまちづくりを進めやすくなります。

男女共同参画に関する市民意識調査において、地域における役職等を依頼された場合の対応を尋ねたところ、①PTA会長、子ども会長、②行政区長ともに、男女とも『断る』が大半を占めており、女性は男性に比べその割合が高くなっています。また、本市の行政区における行政区長の女性登用率は 2.8%（令和 3 年 4 月 1 日現在、325 人中 9 人）と、女性の参画が十分とはいえない状況です。

今後は、男女共同参画の視点に立って、地域におけるあらゆる分野において、男女が共に企画・立案段階から参画し、様々な意見を意思決定過程に反映できるよう努めることが求められます。

《役職への就任や立候補を依頼された場合の対応》

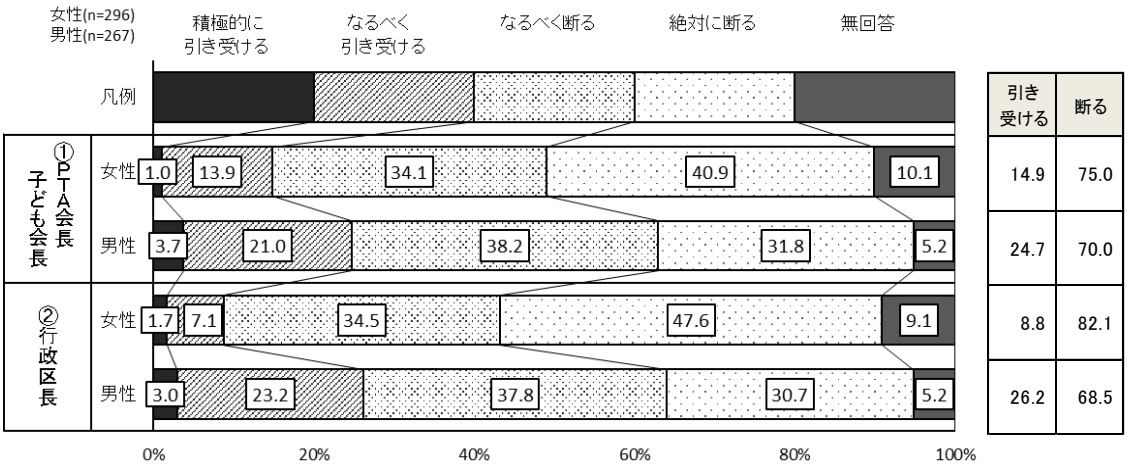

資料：柳川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

《地域活動における女性の登用状況（行政区長）》 （単位：人、%）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
女性	6	13	13	10	9	9
男性	315	309	311	314	315	316
計	321	322	324	324	324	325
女性割合	1.9%	4.0%	4.0%	3.1%	2.8%	2.8%

資料：総務課

【取組施策】

取組施策内容	所管課
8 地域における女性の参画の推進 公民館、PTA、子ども会などの地域活動において、男女共同参画に関する意識を啓発するような取組を推進する。また、女性リーダーの育成のための研修等を実施し、女性が社会活動に参画できるよう支援する。	人権・同和対策室 生涯学習課

4　防災、災害復興における女性の参画拡大

【現状と課題】

近年は、地震や豪雨災害などといった大きな災害が発生するケースが全国的にも多くなっており、被災による避難生活や復興において、性別や年齢層で異なった対応を求められることがありました。こうしたことから、日常生活だけでなく災害時のような非常時にも男女のニーズの違いへの配慮や、女性の参画推進など、男女参画の視点が必要であると認識されました。

このように、防災・災害復興段階における諸問題を解決するためには、政策・方針過程における女性の参画を推進することが必要です。また、市民一人ひとりが防災及び災害復興に際してこれらの意識を共に共有することができるよう啓発を行う必要があります。

【取組施策】

取組施策内容	所管課
9　地域防災活動等における女性の参画の促進 女性が地域の防災活動や地域防災会議の委員などの地域防災活動等に多く参画しやすい環境をつくるため、防災士の資格取得や認定登録に要する費用を補助するほか、災害や防災に関する研修の実施や、地域防災会議の委員構成団体に対し女性の委員推薦を依頼する。	総務課

基本目標3	就労における男女共同参画の推進

1 女性の就労に対する支援

【現状と課題】

就労は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものとして、性別に関わらずその能力を十分に発揮できる社会づくりを目指す必要があります。

わが国ではこれまで、男女雇用機会均等法や労働基準法の改正など、雇用の場での男女共同参画を進めるための法律や制度が整備され、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」は令和元年6月に改正され、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を規定しています。

国勢調査によると、本市の人口に占める就業者は、全体的に女性は男性に比べて割合が低くなっています。また、女性は出産・子育てのため職を離れ、再度就職する傾向を示す「M字曲線」がみられましたが、福岡県全体とは異なりその傾向は薄らいでいます。

このことから、就労の場においては労働者が性別に関わらず均等な取扱いを受け、その能力を十分発揮できる職場環境を整えることができるよう、各種の法律や制度を守るように働きかける必要があります。また、就労者に対しても男女共同参画に関する法制度等の広報及び啓発を行う必要があります。

《人口に対する就労者の割合》

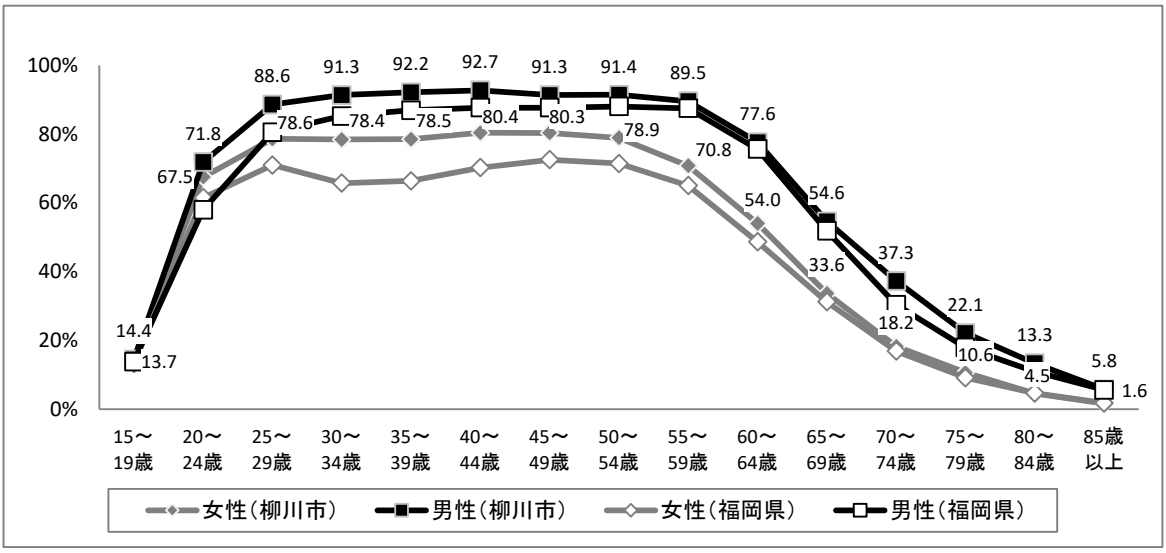

資料：平成 27 年国勢調査

【取組施策】

取組施策内容	所管課
10 事業者や市民に対する労働関係法規の周知と意識の啓発 事業者や市民に対して、就労や男女共同参画に関する法律・制度についての情報提供を行い、職場における正しい知識の周知と意識啓発を行う。	人権・同和対策室 商工・ブランド振興課

2 農業・漁業及び商工業等自営業における女性参画の推進

【現状と課題】

地域の活性化には、農林水産業や商工自営業に関わる女性の活躍が欠かせません。

国勢調査による本市の農林水産業就労者に占める女性の割合をみると、平成2年以降ほぼ4割で推移しており、これらの産業における女性の役割の大きさがわかります。しかし、女性は男性とは異なり、同程度の労働に加えて家事を一手に担っているという課題がありますが、本市の家族経営協定締結数をみると、年々増加はしているものの女性の就労者数と比較するとかなり少ないことがわかります。

一方、農協・漁協・商工会議所等における女性の役員数をみると、農業協同組合では 9.1 %（令和 3 年現在、22 人中 2 人）、商工会議所及び商工会では 7.4%（令和 3 年現在、94 人中 7 人）、漁業協同組合では一人もいないという状況であり、女性の参画が極めて低いといえます。

今後は、男女がお互いに対等なパートナーであることを認識し、女性も事業の担い手として活躍できるよう、男女共同参画に関する意識を浸透させていく必要があります。また、女性の意見を反映するため、経営方針決定の場への女性の参画を促進する必要があります。

《柳川市の農・林・漁業就労者数と女性の割合》

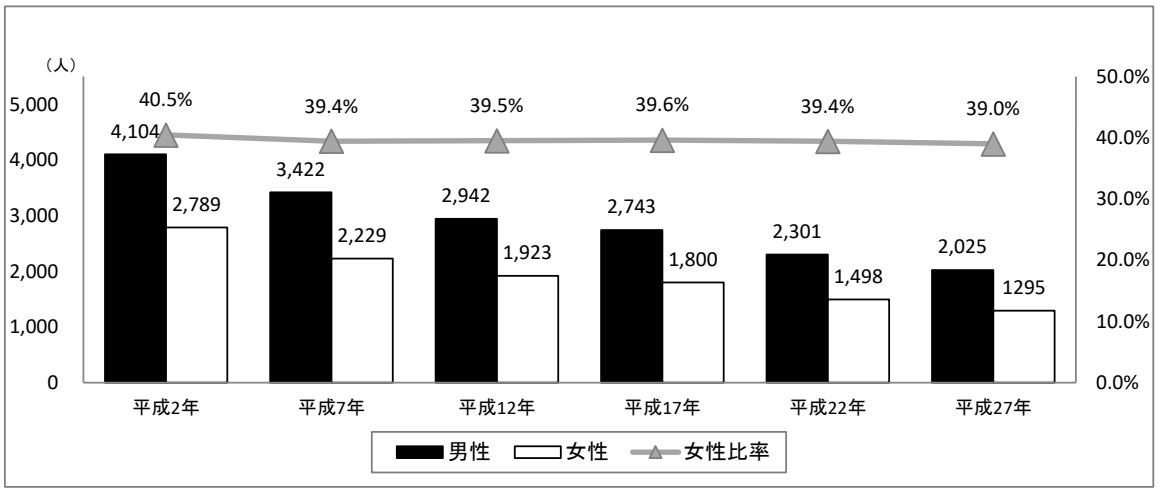

資料：各年国勢調査

《柳川市の家族経営協定締結数》　（単位：件）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
家族経営協定締結数	128	128	130	131	131	131	134
うち女性を含む家族	119	119	121	122	122	122	125

資料：農政課　各年4月1日現在

《柳川市の認定農業者数》 （単位：人）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認定農業者数	284	283	273	282	274	266	269
女性農業者数	9	8	7	8	7	7	9
共同申請の女性数	6	6	6	5	4	3	4

資料：農政課　各年3月末現在

《柳川市の農協・漁協・商工会議所及び商工会における役員数》 （単位：人）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
農業協同組合役員数	27	22	22	22	22	22
うち女性役員数	2	2	2	2	2	2
漁業協同組合役員数	80	80	77	77	76	74
うち女性役員数	0	0	0	0	0	0
商工会議所及び商工会役員数	92	94	94	94	94	94
うち女性役員数	7	7	7	7	7	7

資料：農政課、水産振興課、商工振興課

【取組施策】

取組施策内容	所管課
11　経営への男女共同参画促進 自営業において、男女が経営における対等なパートナーとしての家族関係を築くため、女性の労働環境整備の啓発や男女共同参画の意識啓発を図る。	農政課 水産振興課 商工・ブランド振興課
12　農業委員会における女性委員の登用推進 農業委員会に男女共同参画に関する啓発を行い、女性農業委員の登用を促進する。	農業委員会
13　家族経営協定締結の推進 家族経営協定締結の推進及び締結内容の充実・実践を促進する。	農政課

3 自治体における男女共同参画の推進など

【現状と課題】

柳川市役所において、女性職員が仕事を通じて様々な経験や成長の機会を持ち、その個性と能力を十分に発揮することは、組織の活力向上に不可欠な要素であるだけでなく、地域社会における政策方針決定過程への女性の参画拡大という点でも重要な意義を有しています。

柳川市役所における男女別の育児休業取得率をみると、女性の 100.0%に対し、男性は近年増加してはいるもののまだまだ少ない状況です。一方、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合や、各役職段階にある職員に占める女性職員の割合もかなり低い状況となっています。

本市においては、令和3年4月に女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と、取組を盛り込んだ計画を女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定していますが、本行動計画を推進していく上では、職員の意識改革は最も重要な課題の一つです。

今後は、女性職員の積極的登用・育成を進めるとともに、男性職員の育児休業の取得促進など、仕事と家庭生活の両立を推進する必要があります。男性の育児休業取得率の目標を 50%とする。

《男女別の育児休業取得率》 （単位：人、%）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
女性対象者数	2	2	2	3	2	4
女性取得者数	2	2	2	3	2	4
女性取得率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
男性対象者数	16	16	18	10	8	9
男性取得者数	0	0	0	1	2	2
男性取得率	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	25.0%	22. 2%

資料：女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

《管理的地位にある職員に占める女性職員の割合》

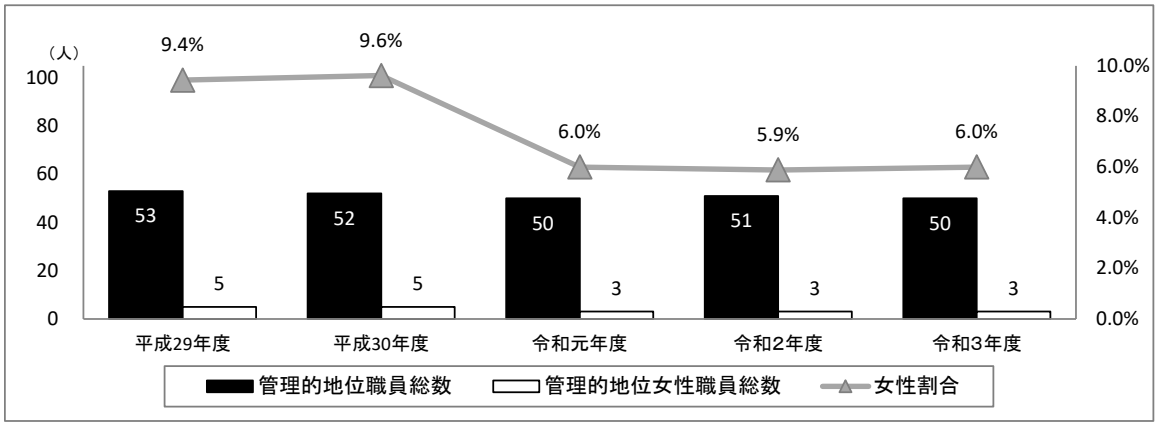

資料：女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

《各役職段階にある職員に占める女性職員の割合》

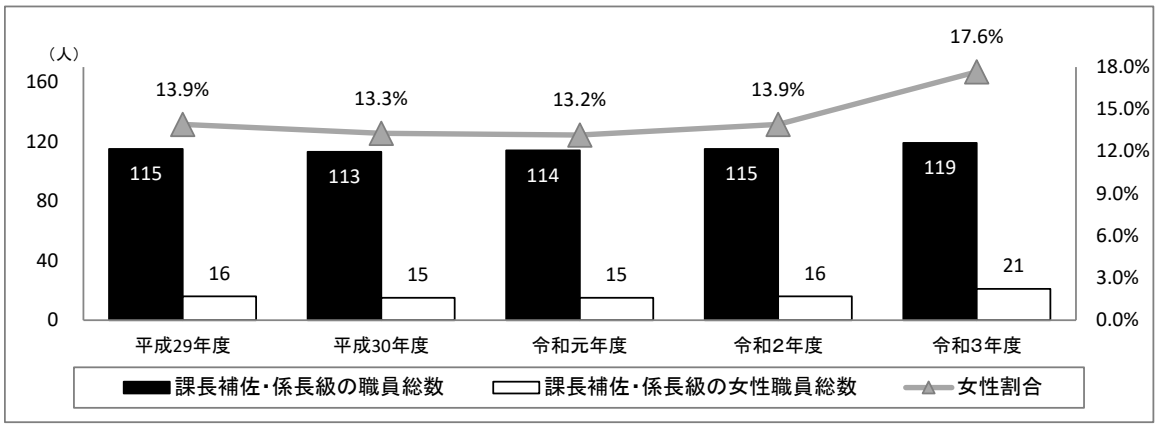

資料：女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

【取組施策】

取組施策内容	所管課
14　女性職員の積極的登用・育成 女性職員の管理職登用の拡大を図るとともに、将来の管理職候補となる係長及び課長補佐相当職への女性職員の登用を積極的に推進する。	人事秘書課
15　男性職員の育児休業等取得促進 育児休業等の制度の周知と育児休業等を取得しやすい環境をつくる。	人事秘書課
16　男女共同参画に関する研修会の開催 全職員を対象に各種休業制度の周知や男女共同参画への取り組み状況、ハラスメント防止などについての研修を実施する。	人事秘書課 人権・同和対策室
17　女性職員の職域拡大と男女平等な職務分担 職員研修などを通じて、職員の能力を高めるとともに、性別による職域の枠にとらわれないよう職務分担を行う。	人事秘書課

基本目標4	学校における男女共同参画の推進

1　男女共同参画に関する教育・学習の推進

【現状と課題】

子どもたちが社会の中で自分らしく生きていくためには、児童・生徒の個性や能力を尊重し、男女平等の理念に基づいて発達段階に応じた教育を行うことが重要です。

少子高齢化、情報通信技術の進展等、様々な社会の変化に対応するためには、児童・生徒を、自ら考え、行動できる自立した人間となるよう教育することが求められます。そのためには、教育内容や指導方法、進路などについて、児童・生徒の個性や能力に応じて、自分の望む生き方を性別によらず選ぶことができるように十分に配慮し、教育の場や機会が等しく与えられるようにする必要があります。

学校教育全体を通じて、男女ともに自立した個人として職場・地域・家庭を担える人材を育てるため、発達段階に応じて男女共同参画教育の理念に立った教育課程や学習内容を充実させ、思いやりの意識、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図っていく必要があります。

【取組施策】

取組施策内容	所管課
18　学校における男女共同参画教育の推進 教育活動全体において男女共同参画の視点に立った教育を推進する。	学校教育課
19　児童・生徒が相談しやすい体制の充実 悩みや不安を気軽に相談しやすくするための体制を充実する。	学校教育課

2 男女共同参画に関する教職員等の理解の促進

【現状と課題】

学校教育の場においては、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、それを生かすことができる自立した人間を育てる教育を行うことが重要であり、このことについて、教師は非常に大きな役割を担っています。

校長をはじめこれらの学校教育に携わる者が、男女共同参画の理念について共通認識を持ち、男女共同参画の研修会の充実を図り、男女の相互理解とお互いが協力することの重要性について更なる意識啓発に努める必要があります。

【取組施策】

取組施策内容	所管課
20 教職員の意識向上、人材育成 教職員を対象にした様々な研修を通して、男女共同参画の理念について認識を深め、意識向上を図る。	学校教育課

基本目標5	男女共同参画における健康・福祉の充実

1 健康支援の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けては、健康寿命の延伸が課題となっています。健康寿命の延伸については、病気の予防や早期発見が重要です。そのためには、日頃からその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるように、身体の状態や生活習慣を振り返り、自らの健康について正しい選択ができるような体制づくりが必要となります。広報や健康相談などによる情報提供や特定健診による身体の状態の把握、特定保健指導などにより本人の生活習慣改善に着目した事業の推進が必要です。また、男女の性差に応じたがん検診を実施し、疾患の早期発見・早期治療に努めることが必要です。

《特定健診・がん検診の実施状況》　（単位：人、％）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
特定健診	対象者数	12,546	12,155	11,839	11,496	11,380
	受診者数	4,981	4,947	4,831	4,578	4,191
	受診率	39.7%	40.7%	40.8%	39.8%	36.8%
子宮がん検診	対象者数	29,909	29,818	30,634	30,249	29,970
	受診者数	3,505	3,163	2,952	2,895	2,468
	受診率	11.7%	10.6%	9.6%	9.6%	8.2%
乳がん検診（視触診）	対象者数	23,443	23,399	23,874	23,733	23,644
	受診者数	2,940	1,018	1,025	934	722
	受診率	12.5%	4.4%	4.3%	3.9%	3.1%
マンモグラフィ	受診者数	1,186	1,018	1,025	934	722
胃がん検診	対象者数	43,156	43,092	44,104	43,932	43,797
	受診者数	1,262	1,232	1,200	1,188	745
	受診率	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	1.7%
肺がん検診	対象者数	43,156	43,092	44,104	43,932	43,797
	受診者数	1,700	1,719	1,682	1,755	1,126
	受診率	3.9%	4.0%	3.8%	4.0%	2.6%
大腸がん検診	対象者数	43,156	43,092	44,104	43,932	43,797
	受診者数	2,802	2,600	2,414	2,544	2,219
	受診率	6.5%	6.0%	5.5%	5.8%	5.1%

資料：健康づくり課

【取組施策】

取組施策内容	所管課
21　健康づくりの充実 広報や健康相談等により、健康づくりに関する情報提供を行う。	健康づくり課
22　疾病の予防・早期発見の充実 生活習慣病の予防と早期発見のために、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率の向上を図る。	健康づくり課
23　各種がん検診の充実 男女の性別に応じた各種がん検診を継続して実施し、受診率の向上に努める。	健康づくり課

2 母子保健事業の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの特性を理解し、思いやりをもって支え合っていくことが必要です。

そして、女性が安心して妊娠、出産し、子どもが健やかに育つためには、切れ目のない支援が必要です。少子化、核家族化の進行、働く女性の増加等により、子どもを育てる環境は大きく変化しています。情報の氾濫や地域の中での人と人とのつながりの希薄さから、育児不安を招いている状況もみられ、母子保健においても身体面の健康だけではなく、これらの課題に対応していくことが重要となっています。

そのためには、妊婦健康診査の費用助成、4か月児健康診査、10 か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、訪問事業等を実施し、必要な人には継続して支援の充実に努めることが必要です。

また、子どもを望む夫婦の特定不妊治療に対して、費用助成などの支援の充実を進めることも求められています。

《各種乳幼児健康診査の実施状況》 （単位：回、人）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
4 か月児健康診査	開催回数	12	12	12	12	個別
	参加人数	440	434	408	380	410
10 か月児健康診査	開催回数	12	12	12	12	個別
	参加人数	464	434	405	401	414
1 歳 6 か月児健康診査	開催回数	12	12	12	11	13
	参加人数	468	549	433	355	443

資料：子育て支援課

※ 個別：医療機関で個別診査
※ 令和元年度診査対象の1歳6か月、3歳児は令和2年度に実施したが、令和元年度に計上

【取組施策】

取組施策内容	所管課
24 各種健康診査やセミナーなどの充実 女性の妊娠期、出産期、育児期にわたる定期的な各種健康診査を行い、健康支援を図る。また、セミナーや訪問事業などの保健指導の充実と参加促進を図る。	子育て支援課

3 子育て支援の充実

【現状と課題】

近年、家族形態や個人のライフスタイルの変化、就労形態の多様化などに伴い、子育てについても多様な支援が必要となっています。現在取り組んでいる、あるいは今後取り組む市の子育て支援施策は、親が子育ての第一義的責任者であることを踏まえ、子どもの幸せのために、親がより良い子育てができるような視点から事業を推進する必要があります。

特に、在宅で子育てをしている家庭にとっては、子育てに関する相談や情報などが受けられる体制の整備が必要であり、保育サービスについては、利用者の実態や意向を踏まえて、サービスの提供体制を整備することが必要です。

［資料］

◆子育て世帯の母親の就労状況などについて

平成 30 年に実施した柳川市子ども・子育て支援に関する調査によると、母親の就労状況は『フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない』が 32.7%、次いで『パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない』が 30.9%、『以前は就労していたが、現在は就労していない』が 17.8%となっています。また、現在就労していない母親の就労意向は『すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい』が 33.9%、『1 年より先、一番下の子どもが3. 35 歳になったころに就労したい』が 39.7%と、母親の就労意欲は高いことがわかります。

《母親の就労状況》

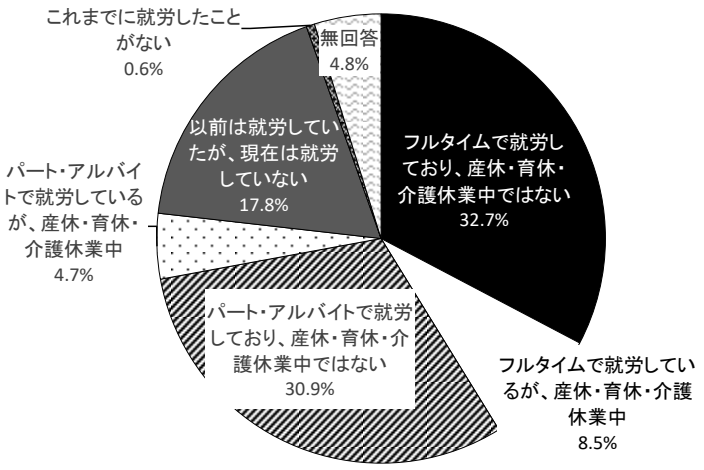

《働いていない母親の就労意向》

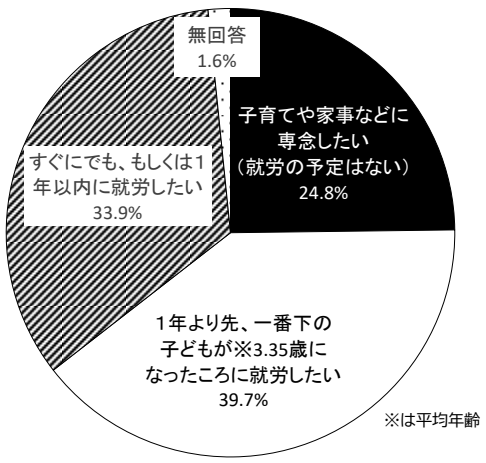

資料：柳川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 30 年）

【取組施策】

取組施策内容	所管課
25　育児支援の充実 　子育ての第一義的責任者である親が、喜びを持って子育てができるよう、子育ての相談や情報提供、子育て中の親子交流のための地域子育て支援センター及びつどいの広場の充実を図る。また、乳児全戸訪問や養育支援訪問などの訪問支援も継続して実施する。	子育て支援課
26　多様な保育サービスの充実 　多様な子育て支援ニーズに応えるため、保育所や認定こども園、学童保育所の充実を図る。併せて、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業などの一時的な預かりに係る各種子育て支援事業の充実を図る。また、保育士不足を解消するための支援制度を検討する。	子育て支援課
27　男性の子育て応援事業 　男性が子育てにかかわることの意義と重要性を広く社会に啓発し、男性の育児参加を積極的に支援する。	子育て支援課
28　子育て中の親のレスパイトなどの一時預りの充実	子育て支援課

4 介護支援の充実

【現状と課題】

高齢化が進展する中で、高齢者などの介護に係る女性の役割は大きく、男女共同参画社会を実現するためには、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することがないよう社会全体で支援する仕組みを整えることが必要です。また、高齢者や家族が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図ることも必要です。

現在、本市においても「介護予防・生活支援サービス事業」を実施していますが、高齢者等の多様な生活支援ニーズに対応するために、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを創設し、円滑に移行していく必要があります。

今後は、高齢者等のニーズを十分に把握したうえで、多様な在宅支援サービスの充実など、各種サービスの充実を図る必要があります。

《居宅サービス利用者の推移》 （単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護（ホームヘルプ）	6,302	6,296	6,496	6,184	6,250
通所介護（デイサービス）	11,693	12,563	12,514	12,821	13,049
短期入所生活介護（ショートステイ）	1,826	1,717	1,849	1,650	1,576

資料：福祉課

【取組施策】

取組施策内容	所管課
29 在宅福祉サービスの充実 ホームヘルプサービスやデイサービスなどの福祉サービスを充実し、家族の負担軽減を図る。あわせて交流機会の確保や介護予防のために介護予防教室等の充実と周知を行う。	福祉課
30 在宅介護支援センター事業の充実 介護についての相談、援助など家族の負担軽減を図るようにセンター機能の充実向上を図る。	福祉課
31 介護人材の確保 介護人材不足解消のため事業所間の連携強化や関係機関の研修など人材確保・定着促進への支援を検討する。	福祉課

5 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

一人暮らしの高齢女性が増加する中、高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう支援していくとともに、障がいがあることで困難な状況におかれることがないよう、それぞれが抱える課題についての理解を図り、相談支援などを行うと共に、権利擁護を推進する必要があります。

本市における高齢者人口は年々増加傾向にあり、令和3年4月には 21,795 人、高齢化率33.8%となり、今後もこの傾向は続くと予想されます。

よって今後は、高齢者や障がい者のニーズを十分に把握したうえで、高齢者見守り活動や高齢者、障がい者の権利擁護の推進など、各種サービスの充実を図る必要があります。

《柳川市の高齢者人口の推移》

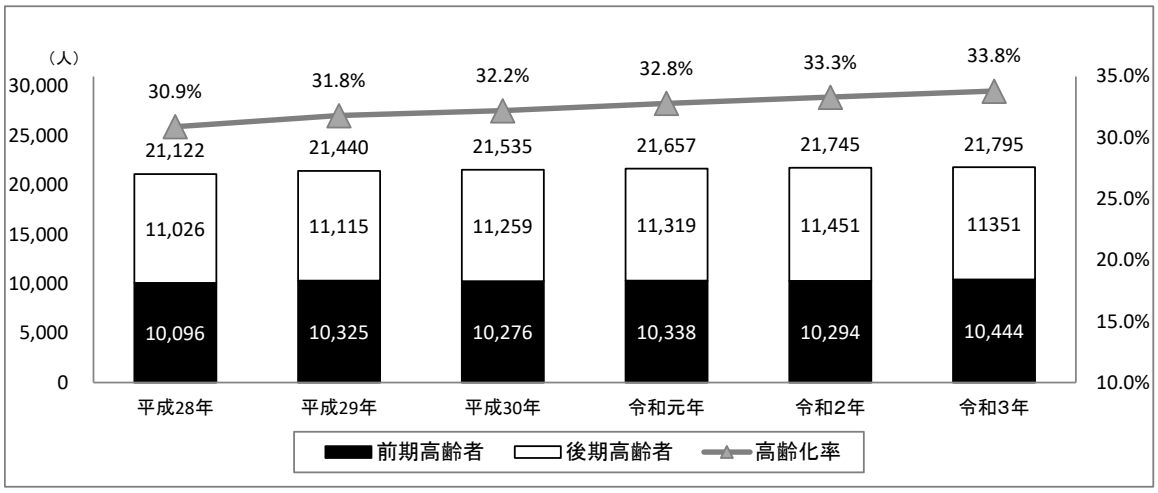

資料：市民課　各年4月1日現在

【取組施策】

取組施策内容	所管課
32　一人暮らし高齢者見守り活動 一人暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう見守りネットワーク、認知症高齢者 SOS ネットワーク、民生委員や福祉委員による訪問等を通して、地域における見守り活動を推進する。	福祉課
33　地域包括支援センターの機能強化 高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関として、また、地域の窓口として高齢者本人はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや相談を適切な機関と連携して解決に努める。	福祉課
34　高齢者、障がい者の権利擁護の推進 「本人の適切な権利の行使の支援」、「本人への権利侵害の解消」、「本人への権利侵害の予防」を推進していく上で、パンフレット配布などによる啓発活動や研修会参加による職員対応力向上、成年後見制度など他の支援制度を活用しながら問題解決を図る。	福祉課

基本目標6	配偶者からの暴力等人権侵害行為の根絶 （柳川市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画）

1 配偶者からの暴力や虐待行為の根絶に向けた啓発の推進

【現状と課題】

配偶者や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と略）は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を著しく損なうものです。

男女共同参画に関する市民意識調査において、暴力、性的いやがらせ等の経験を尋ねたところ、①パートナー（配偶者・恋人）から言葉で傷つけられたり、無視されたりなどの精神的な暴力を受けた経験が『ある』と答えた人は、男性では 18.0%、女性では 22.6%です。同様に、②パートナー（配偶者・恋人）からの身体的な暴力を受けた経験が『ある』と答えた人は、男性では 3.4%、女性では 9.8%です。

DVを防止するためには、家庭、地域、学校等において、人権やDVに対する正しい理解に基づく個人の人権等を尊重する意識、いかなる暴力も認めないという意識の醸成を図る必要があります。

《暴力、性的いやがらせ等の経験》

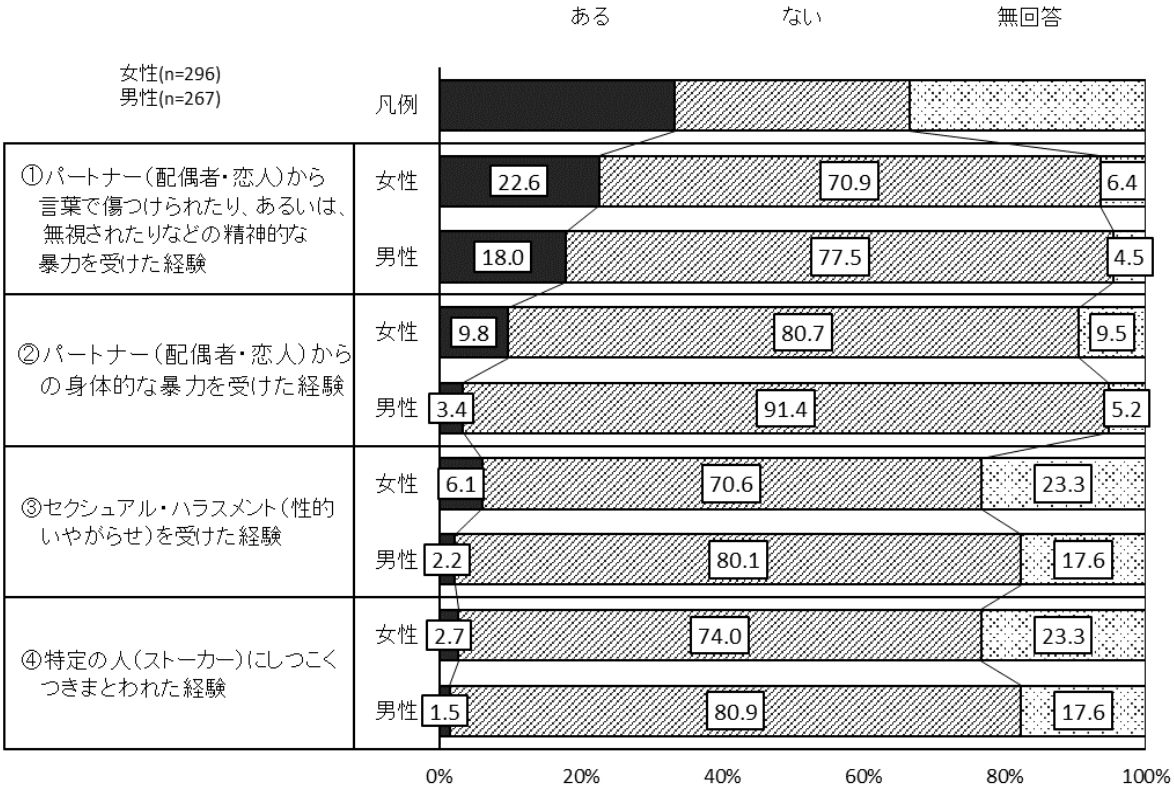

資料：柳川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

【取組施策】

取組施策内容	所管課
35　DVなどの暴力防止についての意識啓発 　DVなどのあらゆる暴力を防止するため、広報紙やホームページ、パンフレットなどを活用しながら市民の意識啓発を図る。	人権・同和対策室 子育て支援課
36　虐待防止についての意識啓発 　子ども、高齢者、障がい者等の社会的に弱い立場の人に対する虐待を防止するため、広報紙やパンフレットなどを活用し、市民の意識啓発を図る。併せて、虐待を受けたと思われる子ども、高齢者、障がい者等を発見した場合の通告（通報）の義務が一般市民にもあることを周知する。	人権・同和対策室 子育て支援課

2 DV被害者の支援体制の整備

【現状と課題】

DVは、外部から発見することが困難であることから、多くの場合、被害が潜在化しています。また、被害を相談したことが加害者に知られることによる加害者からのさらなる暴力の恐れもあります。このため、安心して相談できる相談窓口の充実が極めて重要です。

男女共同参画に関する市民意識調査において、パートナーに対する暴力をなくすために必要なことを尋ねたところ、男女とも『被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を充実させる』と答えた人が最も多くなっています。また、本市におけるDV相談件数の推移をみると、平成 28 年度以降減少傾向で推移していましたが、令和2年度には増加に転じ、来所相談が 104 件、電話相談が 123 件となっています。

相談窓口については、まず広報紙やホームページ等により、広くその存在を周知することが必要であり、併せて、相談後の支援体制を充実させることも重要です。

そのためには、女性相談所や警察などの関係機関との連携を深めるとともに、市職員や民生委員等の意識・力量を高めるための研修の充実を図ることが必要です。

《パートナーに対する暴力をなくすために必要なこと》

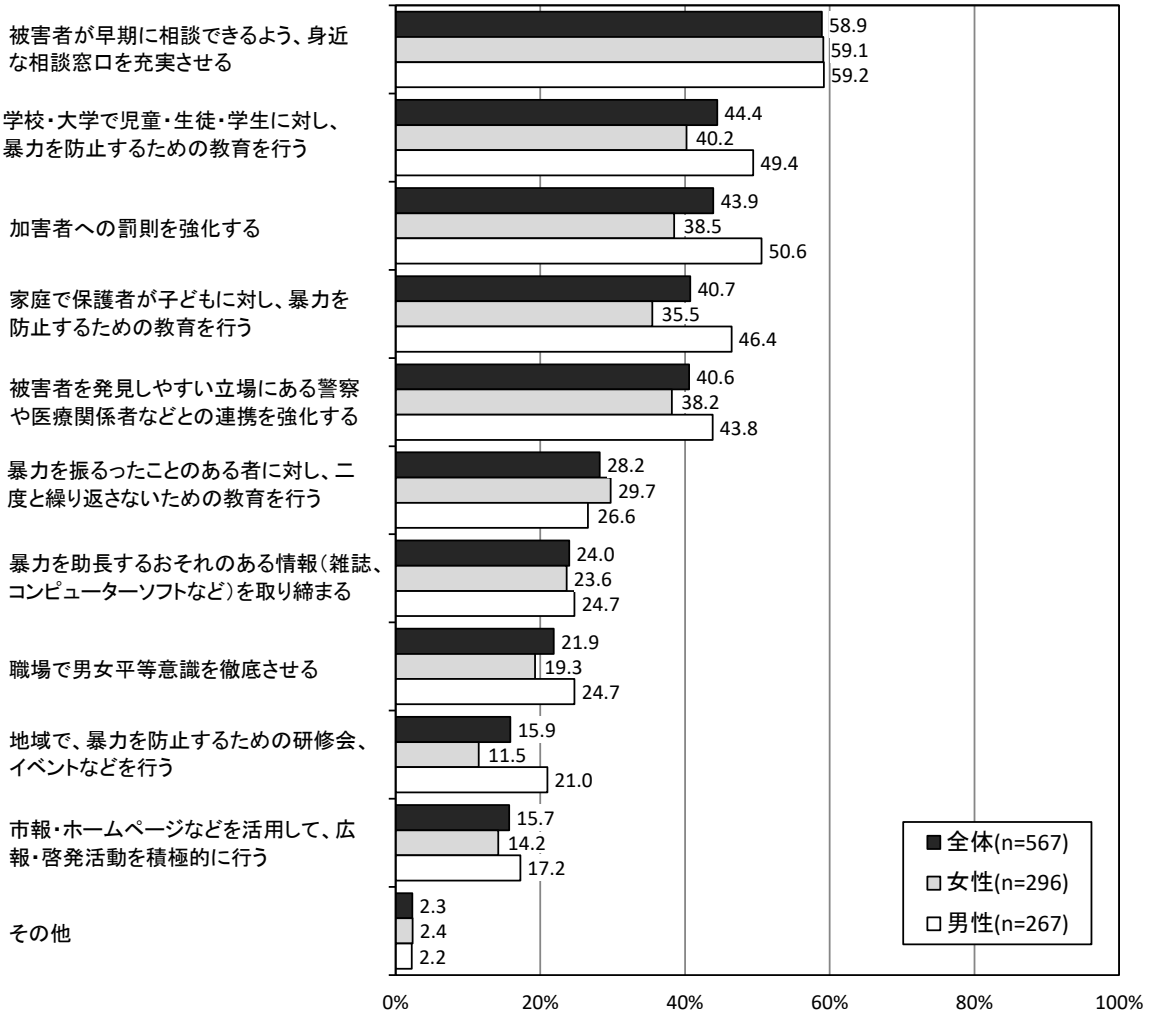

資料：柳川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年）

《柳川市におけるDVの相談件数》

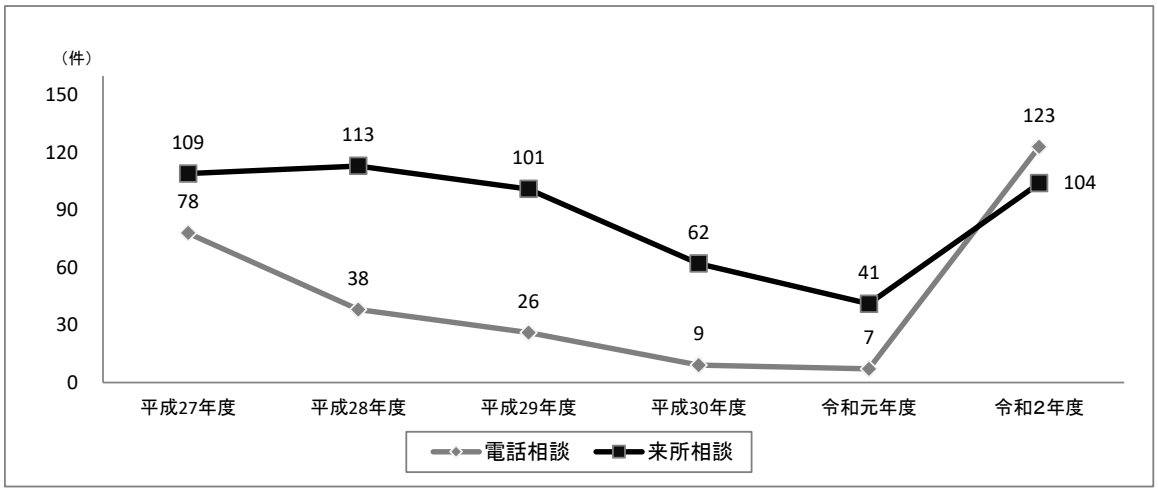

資料：子育て支援課

【取組施策】

取組施策内容	所管課
37　相談窓口の充実 関係機関との連携を取りながら、DV相談や女性に関わる様々な相談に対応する。	子育て支援課
38　支援体制の整備 子育て支援課が相談受付の窓口になると共に、ケースに応じた市役所内部及び外部関係機関との連携体制を構築する。	子育て支援課
相談窓口において、被害者に対する二次被害が起きないよう、職員の資質向上を図る。	
民生委員等の地域で相談を受ける可能性がある人に対し、DVや虐待をテーマとした研修を行う。	
39　被害者の緊急一時保護 被害者の緊急一時保護について、県や警察との連携により的確な対応を図る。	子育て支援課
40　関係職員研修の充実 DVに関わる職務に従事する者を対象に、DVの特質や被害者の人権の尊重、情報管理の徹底について研修の充実を図る。	子育て支援課

3 DV被害者の自立支援

【現状と課題】

DV被害者の多くは、被害による影響で精神状態が不安定になり、他者との信頼関係を築く力が弱まっているケースがあります。

被害者の自立を支援するにあたって、被害者が安全・安心な社会生活を営むためには、生活基盤の確保が不可欠です。併せて、被害者やその家族の情報が加害者に漏れないよう、情報管理の徹底に加え、状況次第では住民基本台帳事務における支援措置（いわゆる「住基ブロック」）制度の活用を検討する必要があります。

また、支援者は被害者に寄り添い、各種支援制度を理解し、個別ケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があります。

【取組施策】

取組施策内容	所管課
41 被害の再発防止に向けた取組の推進 被害者に対する法的な救済（保護命令、住基ブロック）等の情報提供を行う。 被害者情報について、さらに管理を徹底する。	子育て支援課
42 被害者やその家族に対する自立支援 被害者やその家族が早期に安全・安心な生活を取り戻すことができるよう、関係課や関係機関と連携して必要に応じた支援を行う。	子育て支援課

第4章　計画の推進体制

第4章　計画の推進体制

1　計画の推進体制

この計画を推進するために、庁内の連携を図り、計画推進の進捗状況を管理していくことが必要です。

本市では、柳川市男女共同参画推進協議会を設置し、計画の進捗状況を確認しながら、市民、事業者、各種団体等及び市職員の計画に対する理解を深め、男女共同参画社会の形成を目指します。

(1)計画の進捗状況管理

計画を着実に推進していくために、柳川市男女共同参画推進本部を中心に進捗状況の管理を行い、柳川市男女共同参画推進協議会への諮問等によって出された提言・報告を、計画の推進に反映できるよう努めます。

(2)国・県・関係機関との連携
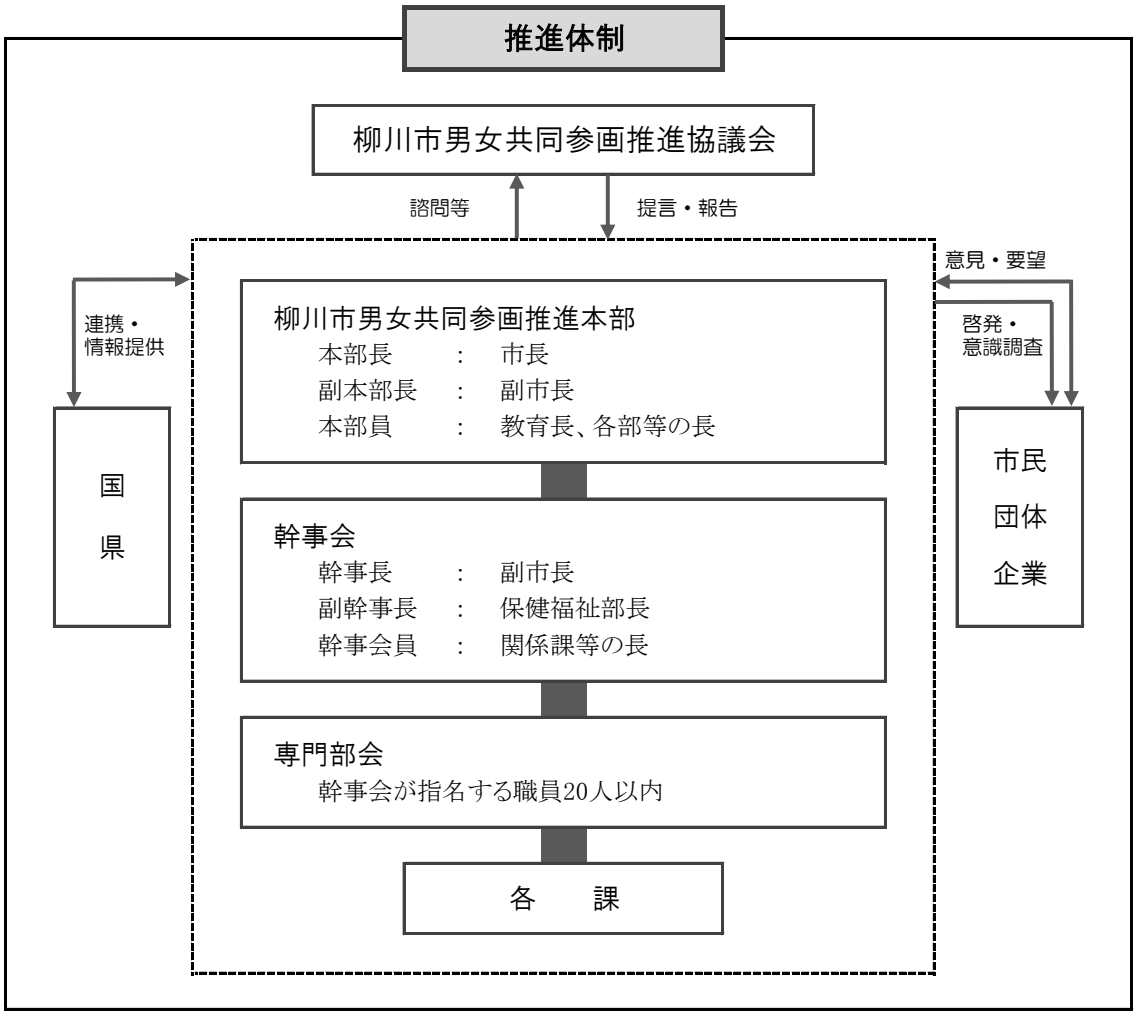
男女共同参画社会の形成に向けて、必要に応じ国・県・関係機関との連携を図ります。